

決算審査特別委員会（全体会）

令和元年9月26日（木曜日）午前10時41分開会

出席委員（23名）

委員長	松田寛人	副委員長	佐藤一則
副委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	益子丈弘	委員	山形紀弘
委員	中里康寛	委員	田村正宏
委員	星野健二	委員	小島耕一
委員	森本彰伸	委員	相馬剛
委員	平山武	委員	大野恭男
委員	鈴木伸彦	委員	伊藤豊美
委員	眞壁俊郎	委員	高久好一
委員	齋藤寿一	委員	玉野宏
委員	金子哲也	委員	吉成伸一
委員	山本はるひ		

欠席委員（2名）

委員	櫻田貴久	委員	相馬義一
----	------	----	------

出席議会事務局職員

議会事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	平川雅子	議事調査係長	関根達弥
議事課主査	鎌田栄治	議事課主査	室井良文
議事課主任	伊藤奨理		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉会

開会 午前10時41分

◎開会及び開議の宣告

○松田委員長 それでは、決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。

本日はお忙しい中、決算審査特別委員会全体会へご出席いただき、まことにありがとうございます。

16番、櫻田貴久委員、20番、相馬義一委員から欠席する旨の届け出がありました。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月17日から19日にわたり各分科会において慎重に審査がされております。本日はその審査結果をもとに進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



◎審査事項

○松田委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

さて、本定例会において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第10号までの決算認定案件10件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方についてご説明を申し上げます。

まず、当委員会に付託されている議案につきましては、各分科会における審査結果の報告を行います。報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

初めに、決算審査特別委員会第1分科会における審査結果について、佐藤副委員長から報告をお

願いたします。

○佐藤副委員長 皆さん、こんにちは。

決算審査特別委員会第1分科会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

それでは、座らせていただいて報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は決算認定案件5件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りがないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月17日及び18日までの2日間、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見、質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、塩原支所について申し上げます。

総務福祉課の審査において、委員から、栃木ふるさと支援センターモデル事業で、宇都野地区と金沢地区を選定した理由はどの質疑があり、執行部からは、県の補助事業が創設されるという話があり、金沢小学校の廃校により地域間の交流が非常に希薄になっているという地域の要望を受け選定をしたとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査では、委員から、雨水管渠TV業務の延長数と調査結果はどの質疑があり、執行部からは、内径70センチメートルの管を全長944メートル調査し、布設後、約40年経

過しているのので管の接続部の鉄ぶたが大部分で腐食していたとの答弁がありました。

続いて、企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査において、委員から、野岩鉄道支援事業補助金で、今後赤字がふえれば補助金もふえるかとの質疑があり、執行部からは、3年ごとに経営健全化計画を策定して、経営内容を審査している。今後急激に赤字が増加する見込みはないが、補助金は800万円程度で推移していくと考えられるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、アートを活かしたまちづくり推進事業の達成率はこの質疑があり、執行部からは、当初計画されたものは開催することができ、参加者の反応からおおむね100%達成されたものと考えられるとの答弁がありました。

次に、シティプロモーション課の審査では、委員から、移住・定住促進事業の実績について質疑があり、執行部からは、事業全体としての実績については10組、20名の方が移住されたとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査では、委員から、海外姉妹都市交流事業の補助金の内容はこの質疑があり、執行部からは、市内に活動拠点があり、1年以上の活動実績がある10人以上の団体で、そのうちの半数以上が市内在住していることが条件で、30年度の補助は1団体から申請があり、対象者が3名で、1人2万円の合計6万円交付されたとの答弁がありました。

次に、市民協働推進課の審査では、委員から、男女共同参画審議会の委員は11人で年1回の開催なのか、また委員の男女の構成比率はこの質疑があり、執行部からは、審議会の委員は19名であり、昨年度出席者数は14名であった。そのうち3名は公務員なので謝礼が発生しなかった。また、構成比率は男女とも4割を超えるように決まっている

ので、男女平等になるよう委嘱しているとの答弁がありました。

続いて、西那須野支所の審査について申し上げます。

総務税務課の審査では、委員から国道4号西那須野道路事業に伴う用地売り払いの面積について質疑があり、執行部からは売り払い面積は685.07平方メートルで、用地面積の約半分が売却されたとの答弁がありました。

続いて、産業観光建設課の審査では、委員から、商工団体活動支援費（西那須野支所）補助金の商店街活性化推進事業と市内商工会交流事業について質疑があり、執行部からは、そすい通り商店街と美味しい上手いなすしおぼら感謝祭への補助、また西那須野、那須塩原両商工会を対象とした講習会の開催に対する事業への補助であるとの答弁がありました。

続いて、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査において、委員から、時間外勤務が減った主な要因と時間外手当はどのくらい減ったのかこの質疑があり、執行部からは、業務の平準化、計画的執行、時間外勤務の多い部署のヒアリング等の積み重ねにより減少したと捉えている。時間外手当は人事院勧告により、職員給与が上がったため、時間外勤務数は減っても手当の金額は上がっているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、職員カウンセリングを受けた人数と受ける基準及びその効果との質疑があり、執行部からは、新採の職員を含め合計で147件、受ける条件は基本的に職員の任意だが希望者を優先的に、効果としては休職中の職員が復職したとの答弁がありました。

次に、財政課の審査では、委員から、繰越金の内訳について質疑があり、執行部からは、繰越明許費繰越が28件、事故繰越が1件、継続費の通次

繰越が1件であるとの答弁がありました。

次に、契約検査課の審査では、委員から、指名停止措置状況の内容と停止期間はどの質疑があり、執行部からは、贈賄が1件で1カ月、独占禁止法違反が5件3カ月、不正または不誠実な行為4件で1カ月との答弁がありました。

続いて、会計課の審査について申し上げます。

委員から、会計課の臨時職員の雇用理由はどの質疑があり、執行部からは毎年2名補充をしており、1名は収入印紙及び証紙の販売業務のため通年で雇用している。もう1名は4月から6月の繁忙期の間雇用しているとの答弁がありました。

なお、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会、西那須野支所市民福祉課、課税課・収税課、議会事務局の審査においては、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、特別会計、決算認定4議案について申し上げます。

まず、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員からは、決算に係る質疑等はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑、意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑、

意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部からの説明に対し、委員からは決算に係る質疑、意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○松田委員長 ありがとうございます。

次に、第2分科会における審査結果について、斉藤副委員長から報告をお願いいたします。

○齊藤副委員長 それでは、着座のまま進めさせていただきます。

決算審査特別委員会第2分科会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月17日から19日の3日間、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

それでは、初めに、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、子ども未来部の審査について申し上げます。

す。

子育て支援課の審査では、委員から、家庭児童相談等の実績において、家庭訪問と機関訪問の件数が去年よりふえているが機関訪問の内容はどの質疑があり、執行部からは、機関訪問の内容は家庭相談員だけでは解決できない発達障害や精神障害等のさまざまな要因に対応するため、国際医療福祉大、学校、保育園、医療機関等、さまざまな施設との連携をして、より相談者に対して適切な支援を行うというものであるとの答弁がありました。

次に、保育課の審査では、委員から、児童福祉費負担金の不納欠損額について、不納欠損額が約150万円ということで例年の2倍近くになっているが、この不納欠損となった人に対してはどのような対応をとってきたのかとの質疑があり、執行部からは、不納欠損は5年間という時効を迎えたものになる。それまでの滞納整理については、まず督促状を送り、それでも納入がない場合は催告書を送って納入を促している。さらに電話などでの催告を行っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、保育士のうち、7割を超える職員が臨時職員というのは正常ではないと考える。また正規の職員と臨時職員の研修内容が違うという報告が全国ではあり、こういった体制での決算には賛成できないとの反対討論がありました。

次に、教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査では、委員から、奨学生選考委員の方が4名いるとのことだが、どのような方が審査員を務めているのかとの質疑があり、執行部からは、選考委員のメンバーは教育委員、市内の高校の校長先生2名、中学校の校長先生1名、ほか2名の方を委嘱しており、人数としては合計

で7名である。なお、この7名のうち学校の先生等は報酬の支給対象にはならないので、報酬が支給されている人数は4名であるとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査では、委員から、学校指導総務費に当たるいじめ問題対策委員会の効果はどの質疑があり、執行部からは、国と県がいじめ対策の基本方針を改定したことを受け、いじめ問題対策委員会から意見をもらい、那須塩原市いじめ防止基本方針を改定することができた。この基本方針を改定したことにより、今後、各学校の方針も改定される。今回の改正では、いじめの件数の多い少ないではなく、いじめをしっかりと発見してその状況を把握し、それを解決するところまできちんと対応を行うという内容に改正をした。いじめの対応について、国、県と同様に一步前進することができたことが効果であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、教育相談費と宿泊体験館管理運営費について、やり方は違うが施策としてはどちらも不登校の対策である。特に宿泊体験館メープルについては設立当初と時代背景も違い、また子どもたちの現状も少し変わってきているので、この管理運営については再考していただき、より児童生徒にとってよいものになるような管理運営の仕方を考えていただくことをつけ加えて決算は認定するとの賛成討論がありました。

次に、生涯学習課の審査では、委員から、ハーモニーホール整備事業費の修繕工事内容と大田原市との工事費の負担割合はどの質疑があり、執行部からは、小ホールの照明を制御する調光盤の工事であり、負担割合は大田原市が10分の6、本市は10分の4であるとの答弁がありました。

また、委員から、修繕費については大田原市との協議は行われているのかとの質疑があり、執行

部からは、ハーモニーホールについては大田原市と那須塩原市の協議において、年間の修繕費の上限1億円を目安として、令和4年まで行うことになっており、これまで修繕を行ってきた経緯がある。ただし、それ以降の修繕費についてはこれから財政も逼迫してくることから、この上限額について再度協議していくということで話は進んでいるとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査では、委員から、体育協会への補助金の交付の仕方について質疑があり、執行部からは、体育協会への補助金については補助金交付要綱に基づき交付をしている。体育協会から補助金の請求があると、それに基づきスポーツ振興課で内容を精査し、補助金の額を決定して補助金を出しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市からの補助金が体育協会を通じて体育協会を構成する34団体に配られるが、各団体では決算などは行われているのかとの質疑があり、執行部からは、各団体についてはそれぞれ決算を実施している。またその内容は体育協会へ報告があるとの答弁がありました。

次に、国体推進課の審査では、委員から、福井国体を視察した成果はとの質疑があり、執行部からは福井国体の視察は今後プレ大会や本大会を実際に行っていく上で、施設の配置や人員の動き方など、参考にすべきところがかなり多かったと考えたとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部の審査について申し上げます。

社会福祉課の審査では、委員から、障害者福祉費の扶助費の不用額が毎年ふえている理由はとの質疑があり、執行部からは、サービスの利用者を最大限見込んで予算を組むが、結果的にそこまでの利用がなかったという差額が要因であるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、生活保護法第78条による返還金の推移と、悪質と判断するための基準はとの質疑があり、執行部からは、平成28年度以降は受給対象者に対し銀行通帳の写しの提出を求め、収支の状況を確認しており、件数及び金額については減少傾向にある。また、判断基準は収入があった場合、生活保護法による届け出の義務が受給者にある中で、申告をしなかった額が100万円以上で、その方が稼働年齢層で正当な判断ができるということであれば悪質とする基準を設けているとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査では、委員から、街中サロン支援費について、街中サロンを1カ所閉鎖したわけだが市民に対する閉鎖についての周知はしていたのか、また利用者の行き場所はとの質疑があり、執行部からは、街中サロンを運営していた事業者利用者への周知をお願いした。また街中サロンの利用者の行き場所については生きがいサロン等のその他のサービスを活用してもらいたいとの答弁がありました。

なお、国保年金課の審査においては、委員から特に質疑等はありませんでした。

次に、健康増進課の審査では、委員から、妊産婦・乳幼児保健費について平成30年度から始まった産後ケアの効果はとの質疑があり、執行部からは、利用者アンケートをとり、身体のケア、心のケア、子育ての勉強ができたなど、おおむねよかったとの回答を得ているとの答弁がありました。

最後に、市民課の審査では、委員から、住民基本台帳費について、臨時職員を2人雇っているがマイナンバー事務だけでなく市民課窓口全体の業務をしているようにみえるがとの質疑があり、執行部からは、基本的にはマイナンバー事務を担当するが一日中マイナンバー事務があるわけではないので他の業務も行っているとの答弁がありました。

た。

また、別の委員から、地方公共団体情報システム機構への交付金は2,400万で予算が組まれていたと思うが、交付金が1,500万減額となった理由はとの質疑があり。執行部からは、当初予算については、国から示される最大値の見込み額を計上しているが、市から地方公共団体情報システム機構への交付金は実績に伴って交付するため、当初予算と乖離するとの答弁がありました。

また、別の委員から、マイナンバー制度はカードを持ち歩くこと自体が危険であるのと、情報漏えいに対するシステムが非常に脆弱であり、どこの国でも情報漏えい対策費が青天井であり、国民を幸せにする制度ではないので、中止、廃止を国に要請すべきであり認められないとの反対討論がありました。

以上、審査の結果、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

国保年金課の審査では、委員から、国民健康保険財政調整基金積立金について残高が20億円を超え、大幅に積み上がっていることを市はどのように捉えているのかとの質疑があり、執行部からは、平成30年度に国保の制度改革が行われ、基金については県へ納める納付金の財源として保有している。現在、納付金は激変緩和措置がとられているが、国はこの措置を令和5年度までに段階的に廃止するとしており、今後この納付金が大幅に引き上げられる可能性がある。県内各市町の納付額の決定においては、今後、団塊の世代が70歳以上になり医療費が高どまりすると見込んでおり、加入

者の高齢化や医療技術の高度化などによる医療費も拡大していく中、収入減となっている国保税は被保険者数の減少により極めて厳しい状況になっている。今後も被保険者の急激な負担増とならぬよう安定した財政運営を行うため、適切な税率及び基金残高等について検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、他市町に比べると本市は財政調整基金をため過ぎている。これをうまく活用して保険料を調整して、保険料の引き下げを考えていただきたいとの反対討論がありました。

次に、健康増進課の審査では、委員から、特定健康診査等事業費について、特定検診の検査の種類はとの質疑があり、執行部からは、問診、身体計測、血圧測定、診察、尿検査、血糖検査、脂質検査、肝機能検査、心電図検査等であるとの答弁がありました。

また、委員から、75歳以上に心電図検査が行われない理由はとの質疑があり、執行部からは、後期高齢者の検査の内容は栄養状態の把握や腎機能低下の早期発見を目的とし、また後期高齢者の9割以上が医療機関を受診している状況があることから心電図検査は実施していないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部の説明の後、委員から特に質疑等はなく、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

最後に、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

高齢福祉課の審査では、委員から、生活支援体制整備事業費について、地域住人助け合い事業の成果はどの質疑があり、執行部からは、現在73カ所の自治会で行っていて、見守り活動の実施やマップの作成に結びついた自治会もあり、成果は出ているとの答弁がありました。

また、別の委員から、居宅介護サービス給付事業について、市は待機者がいる現状をどのように捉えているかとの質疑があり、執行部からは、平成30年4月時点で217人の待機者がいるが、現在、第7期那須塩原市高齢者福祉計画の中で新たに2施設を整備する計画を進めているとの答弁がありました。

また、委員から、待機者の問題について、介護老人福祉施設が足りないために、入所待機者が多く保険料を徴収するが面倒は見ないという国と同じ方向に向かっている。待機者の問題は本市独自の対応が必要である。あわせて介護保険財政調整基金の残高は平成30年度末で合計額が10億円を突破している。保険料を上げないでできることをやるべきである。市民は国保税を納めるので精いっぱい介護保険料を納めるのが大変なのだから、市はしっかりと対応してほしいとの反対討論がありました。

以上、審査の結果、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○松田委員長 ありがとうございます。

次に、第3分科会における審査結果について、星副委員長から報告をお願いいたします。

○星副委員長 着座にて報告させていただきます。

決算審査特別委員会第3分科会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

令和元年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件6件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか費用対効果はどうなのかを基本に、去る9月17日から19日まで3日間、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見、質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

上下水道部下水道課の審査において、執行部の説明に対し、委員からは、浄化槽の補助金の損害賠償費と浄化槽補助金損害賠償金の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、平成19年度以前に浄化槽の補助金詐取事件があり、その賠償金の金額は1,284万9,000円で返済額は10万円だったとの答弁がありました。

次に、生活環境部環境課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、環境保全費の中の電気自動車の購入費の決算額が190万円だが不用額が390万円であることから予想の想定基準を伺うとの質疑があり、執行部からは、予算は1台20万円の25台分で計上した。電気自動車の補助金制度

は国の補助金をもらった方を対象にした補助金の制度であり、国の補助金の申請が6月から開始したため、市の申請開始時期が遅くなったためとの答弁がありました。

次に、生活環境部廃棄物対策課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、資源物売り払い金について伺うとの質疑があり、執行部からは、資源物売り払い金、平成30年4月から9月までの上半期分の収入未済額が3,139万3,491円になるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、再発防止策についてどのように考えているかとの質疑があり、執行部からは、これまでは6カ月の契約期間であったが、今年度から契約期間を3カ月に短縮した。加えて、第4四半期から、まず1カ月滞納した場合、市の資源物の持ち出しをストップさせることにしたほか、契約時に契約保証金の10%を支払ってもらい、それを担保にすることを再発防止策として実施するとの答弁がありました。

また、委員から討議の申し出があり、議員間討議を行った後、委員から、少ない税収の中、自主財源が非常に重要になっている。考え方に執行部と議会の間はずれがある。今回の資源物売り払い約3,000万円は貴重な財源であり、再発防止策を議会に報告していただくことを提案し、賛成するとの討論がありました。

次に、生活環境生活課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、備品購入費で特殊詐欺撃退器の申請方法と効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、本人はもちろんのこと、家族や地域包括支援センターの職員が進めて申請することもある。迷惑電話が減った、電話に出やすくなったとの効果があったとの答弁がありました。

次に、産業観光部農務畜産課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、堆肥センターの

処理手数料は前年より約440万円増額した理由を伺うとの質疑があり、執行部から、製造のラインの中で滞留していた堆肥を堆肥製造会社に販売したことで、処理量が約3,000トン増えたため手数料が増加したとの答弁がありました。

次に、産業観光部農林整備課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、森林GISの端末機器106万9,200円の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、新しいパソコンの購入とソフトの費用であり、森林の所有者情報や場所について市民から問い合わせがあった場合に使用するものであるとの答弁がありました。

次に、産業観光部商工観光課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、企業誘致事業費の企業立地促進奨励費3件分で120万円が予算化されていたが使われてなかった理由を伺うとの質疑があり、執行部から、企業立地促進奨励金は、市民を1年間雇用する、固定資産税を払うなどの条件が必要であるが、平成30年度は条件を満たす企業がなかったためとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査において、執行部の説明に対し、委員から農業委員の視察研修の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、伊勢崎市の遊休農地対策と営農型太陽光発電の視察を行ったとの答弁がありました。

次に、建設部都市計画課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、立地適正化計画のパンフレット配付先を伺うとの質疑があり、執行部からは、配付した先は近県で確認申請を行うコンサルタント会社や確認検査機関のほか、関係団体に配付しているとの答弁がありました。

次に、建設部都市整備課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、空き家対策の事業の効果はとの質疑があり、執行部から、空き家バンク制度が市民に知られていない。昨年度は空き家

セミナーの実施や空き家所有者へのダイレクトメールの送付などのPR活動を行った。今後も制度周知に努めて申請数をふやしていきたいとの答弁がありました。

次に、建設部道路課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、橋梁点検業務の委託先と場所を伺うとの質疑があり、執行部から、橋梁点検業務はジェイアール東日本住宅開発株式会社に委託している。場所は黒磯駅の東西連絡通路であるとの答弁がありました。

次に、建設部建築指導課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、木造住宅の耐震の補助事業が前年度から比べると耐震の検査がふえた理由はとの質疑があり、執行部からは、以前は改修のみの補助であったが、耐震の建てかえも補助対象となった。建てかえ補助の上限額は100万円であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から、下水道事業協力金の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、下水道の管が通っている公共下水道区域外に指定されている箇所については下水道布設工事にかかった面積と工事費を相殺して、協力金という形で納付していただくものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から、施設管理維持費の工事請負費が決算書で不用額約813万円となった理由はとの質疑があり、執行部から、昨年度、汚水樹の申し込みがあり補正予算を計上したが申請がなく結果として不用額となったとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から、塩原温泉のさくら公園管理事業が前年度より減少した理由はとの質疑があり、執行部から、平成29年度はさくら公園墓地の階段の補修の修繕事業があったが、30年度については大規模な修繕がなかったことが主な要因であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から、産業団地の売値の単価を伺うとの質疑があり、執行部から1平米9,100円であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認

定すべきものと決しました。

最後に、認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から、有収率で水道の漏水調査の方法を何うとの質疑があり、執行部からは、夜間や交通量が少ない所で音を聞きながら音調をはかり、漏水を調査している。現在は有収率が低い塩原地区を調査しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○松田委員長 ありがとうございます。

以上で各分科会における審査結果の報告が終わりましたので、これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

○山本委員 移住・定住の促進事業費の分なんですけれども、先ほど移住をした人が20人だというふうに報告にありましたが、その部分について、そのほかに質疑、ご意見等あったかどうかをお聞かせください。

○松田委員長 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長 10組20名の年代別ということで聞いております。お答えにつきましては、60代、30代、20代。30代が2人、20代、60代の方が単身で入っておりますということでございました。

以上です。

○松田委員長 山本委員。

○山本委員 では、それ以上に皆さんから意見とか質疑はなかったということによろしいですね。

○松田委員長 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長 その次の質疑はありません。

○山本委員 はい、了解です。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 高久好一です。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定に反対する討論です。

反対する理由の第1は、2款民生費に保育園臨時職員配置費に287人も、4億201万6,609円が計上されています。前年より1,333万円減少したのは民間保育園の開設による人数が変動したためです。市は保育士の63%が臨時職員としていますが、1人7時間30分勤務に換算しての数字であり、実数は7割を超えます。栃木県は53%と報告しており、改善を急ぐべきです。市は保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調していますが、職員の多くは再任用を繰り返しています。資格を持ち、希望する人は正職員として採用し、安心して働ける職場とすべきです。本市の保育士の対応と配置は臨時職員に依存した異常な状態が常態化しており、保育の質の下降という面からも改善すべきです。公立保育士のあり方は民間の幼稚園や認定こども園のあり方にも大きな影響を与えます。深刻な保育士不足は保育所整理が進まない原因の一つにもなっています。決算を認定することはできません。

以上で、討論を終わります。

○松田委員長 そのほか討論はございませんでしょうか

か。

森本委員。

○森本委員 森本彰伸です。

平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

このたび、資源売り払いにおいては3,000万円の収入未済がありました。自主財源が重要な中、市民から預かりました資源物を収入にするということは全市の税収につながる大変重要なことであるということを執行部のほうとしても認識いただいている中、今回のことに関しては猛省をして再発防止を行っていただけるというふうを考えております。

そして、平成30年度予算は予算の効率的な執行と将来の備えを考慮して、財政運営が執行されるものであり、予算執行に支障が出ることなく財政運営が行われたことは高く評価できるものであるというふうにも理解しております。

今回の決算認定に関しましては、さらなる政策を行っていただくということを前提に、この平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場の討論とさせていただきます。

○松田委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 では、ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは次に、認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

[発言する人なし]

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 19番、高久好一です。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論です。

反対する理由は、貯めこまれた財政調整基金の取り扱いです。30年度はさらに8億8,037万2,517円がついたとあり、財政調整基金は20億88万9,956円に達しました。こうした豊か過ぎる基金の詰込みは適切ではないと繰り返し指摘してきましたが、制度改正で近隣の市町が保険料の引き下げを行う中、本市は行わなかったため基金が積み立てられ20億円を突破しました。前年も8億2,593万円も基金を取り崩したものの、決算では13億1,982万円もの黒字が出ています。30年度は4億9,531万7,748円の黒字決算です。

今回の決算で、基金の積み増しはありませんが、余った額の半分を基金に積み立てるという決まりがあります。基金がたまるのは市民サービスが足りないから、保険料の取り過ぎが、どちらか一方であります。余ったらいつまでもためこまず、保険料を引き下げ、市民に還元するのが基本です。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○松田委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第2号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等がございますでしょうか。

〔「ありません」という人あり〕

○松田委員長 ありませんか。

ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第3号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等がございますでしょうか。

〔「ないです」という人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますでしょうか。

高久委員。

○高久委員 19番、高久好一です。

認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対し討論です。

反対する第一の理由は、深刻な入所待機の問題です。2款保険給付費65億8,119万2,231円が計上されています。国の介護費用の削減と利用を抑制する政策は介護認定者を苦しめています。

施設の入所基準を国が突然変更し、要介護3以上に限定した中でも本市の入所待機者は193人います。現在は24人ふえて217人になっており、新たな施設が整備されても追いつかない状態です。

国と市は加入者が安心して介護が利用できるよう早急に施設を整備すべきです。入所希望をしながら入所できず、生涯を閉じなければならない事態は許されず決算を認定することはできません。

以上、介護保険の認定に反対する討論を終わります。

○松田委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第4号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松田委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度那須塩原市上下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

すみません、訂正いたします。下水道事業特別会計でございます。申しわけございません。

ございませんでしょうか。

〔「ありません」という人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「なし」という人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決します。

次に、認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」という人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」という人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第1分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

〔「ありません」という人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第7号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第10号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査事項は終了いたしました。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 次に、4、その他に入ります。

その他で委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 事務局よりその他で何かございますでしょうか。

〔「ないです」という人あり〕

○松田委員長 私のほうから申しわけございません。

中村監査委員については、本来ならば退席の話をさせていただき、言葉をしなきゃいけなかったんですけども、退席の話をするのを忘れていました。大変申しわけございませんでした。次回からは、次回があるかどうかわかりませんが。

これで、今定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

当委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任くださいますようお願いをいたします。



◎閉会の宣告

○松田委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時39分